

2020年冬季ボーナス予測

リーマンショック後以来の大幅マイナスに

経済調査部 エコノミスト

嶋中由理子

03-3591-1184

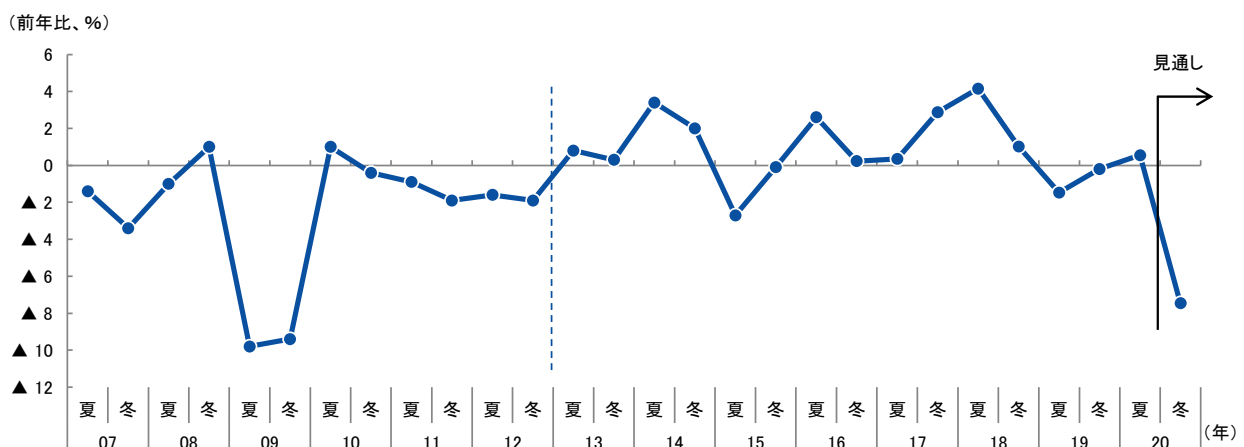
yuriko.shimanaka@mizuho-ri.co.jp

- 2020年冬の民間企業の一人当たりボーナスは前年比▲7.5%と、大幅減少を予想。コロナ禍を受けた2020年度上期の企業収益の大幅悪化が主因
- 上期の企業収益の減少は、業種ごとの差異が大きいことが特徴で、特に業績が悪化した一部のサービス業（宿泊・飲食サービス業、娯楽業など）で、ボーナスの大幅減が見込まれる
- 民間・公務員合わせたボーナス支給総額は前年比▲9.3%を予測。マクロの雇用者報酬が下押しされ、消費回復を阻害。一部の労働者は深刻な所得減少に直面し、対象を絞った支援が求められる

1. 民間企業の一人当たりボーナスはリーマンショック後以来の大幅マイナスに

みずほ総合研究所では、2020年冬の民間企業の一人当たりボーナス支給額（支給事業所における一人平均）を前年比▲7.5%と予測する（図表1）。リーマンショック後（2009年夏：同▲9.8%）ほどではないものの大幅マイナスの見通しだ。なお、11月13日に公表された2020年夏の賞与は支給事業所における一人当たり平均で前年比+0.5%となった。増加となった背景は、コロナ禍の影響の少ない2019年度下期の業績が反映されたことに加え、支給をとりやめた事業所に雇用される労働者が上記の一人平均賞与額に反映されなかったためである。支給をしなかった事業所を含む全事業所における一人平均賞与は前年比▲2.4%となった¹。

図表1 民間企業の一人当たりボーナス支給額



(注) 1. 支給事業所における一人当たり平均賞与。
 2. 前年比は2012年までは従来の公表値、2013年以降は本系列ベースのため、2012年と2013年は接続しない。
 (資料) 厚生労働省「毎月勤労統計」、財務省「法人企業統計」などより、みずほ総合研究所作成

民間企業のボーナス支給額は、1 カ月当たりの所定内給与に支給月数を乗じて算出される場合が多い。2020 年冬は所定内給与の伸びが鈍化し、支給月数が大幅に減少する見通しである。

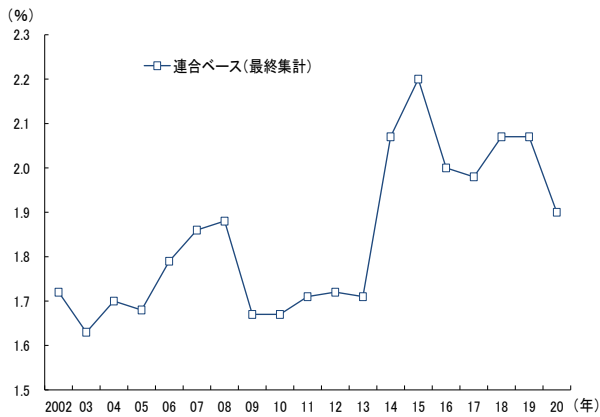
まず所定内給与（11 月～1 月平均）については前年比+0.2%（昨冬同+0.4%）に伸びが鈍化するとみている。新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業収益の急速な悪化や、労働需給の緩みが所定内給与の伸びの鈍化につながるだろう。労働需給について日銀短観（2020 年 9 月調査）の雇用人員判断 DI をみると、全規模・全産業で▲6%Pt と依然としてマイナス（不足超）の水準にあるものの、6 月以降人手不足感が急速に後退し、製造業（+10%Pt）では過剰超になっている。非製造業（▲17%Pt）については総じて人手不足感が続くものの、業種間のバラつきが大きく、情報サービス業（▲26%Pt）などが不足超である一方で、宿泊・飲食サービス業（+24%Pt）は大幅な過剰感を示している。また、2020 年春季労使交渉（春闘）の春季賃上げ率は、ベアと定期昇給を合わせたベースで 1.90%と 3 年ぶりに 2%を下回り、リーマンショック後に匹敵する落ち幅（前年差▲0.17%Pt:cf. 2009 年同▲0.21%Pt）となった（次ページ図表 2）。所定内給与の落ち込みが本格化するのには 2021 年以降とみられるが²、労働需給に緩みが生じる中、企業の賃上げ姿勢は慎重化し、所定内給与の伸びは鈍化するだろう。

支給月数は 1.02 カ月（前年差▲0.07 カ月）と、昨冬から大幅減を予想する（次ページ図表 3）。支給月数に半年ほど先行する傾向がある売上高経常利益率（全規模・全産業）は、コロナ禍の経済活動の停滞により、2020 年度上期に前年同期差で▲1.88%Pt とリーマンショック後（2008 年度下期同▲2.52%Pt）以来の大幅低下の見込みである（日銀短観 9 月調査）。2020 年度上期の全業種ベースの企業収益の落ち込みは、2008 年度下期ほどではないものの、業種ごとの差異が大きいことが特徴だ。経常利益計画をみると 2020 年度上期はほぼ全業種が減益を見込むが、特にコロナ禍の影響を大きく受けた、宿泊・飲食サービス業（前年同期比▲314.2%）や対個人サービス業（同▲114.3%）は赤字に転じる計画となっている。嶋中（2020）では、これらの一部のサービス業（ソーシャルディスタンス確保など感染防止対策の影響を受ける業種。主に宿泊・飲食サービス業、娯楽業。以下「特定業種」と表記³）が人件費調整の際に人員削減よりも賃金調整に偏る傾向にあることを指摘している。実際、リーマンショック時を振り返ると、特定業種の業績悪化は赤字に転じた製造業対比で限定的だったにも関わらず（日銀短観 2008 年度下期経常利益：宿泊・飲食サービス業（前年比▲18.2%）、対個人サービス業（同▲25.5%）、製造業（同▲106.8%））、2009 年夏の賞与は飲食店・宿泊業が前年比▲33.9%、サービス業が同▲13.9%となり、特定業種の賞与の減少幅は、製造業（同▲15.8%）並みかそれ以上に大きかった⁴（次ページ図表 4）。したがって特定業種の業績が赤字に転じ、大幅に悪化した今回については、一層ボーナス支給月数の調整圧力が強まる可能性が高く、全体の支給月数をリーマンショック後以上に押し下げると予想する。

以上より、2020 年冬はボーナス算定のベースとなる所定内給与の伸びの鈍化、支給月数の減少が見込まれ、民間企業の一人当たりボーナス支給額（支給事業所における一人平均）は前年比▲7.5%の大幅減を予想する。民間企業のボーナス支給総額（ボーナス支給労働者数×一人当たりボーナス）については、前年比▲10.0%と一人当たりボーナスよりも減少幅が大きくなるだろう。これは業績の悪化に伴いボーナス支給をとりやめる事業所が増加し、ボーナス支給労働者数の減少が見込まれるためである^{5 6}。支給事業所に雇用される労働者の割合については、今夏にボーナス支給をとりやめる事業所が急増し、宿泊・飲食サービス業や生活関連サービス・娯楽業を中心に減少し、前年差▲2.4%Pt と

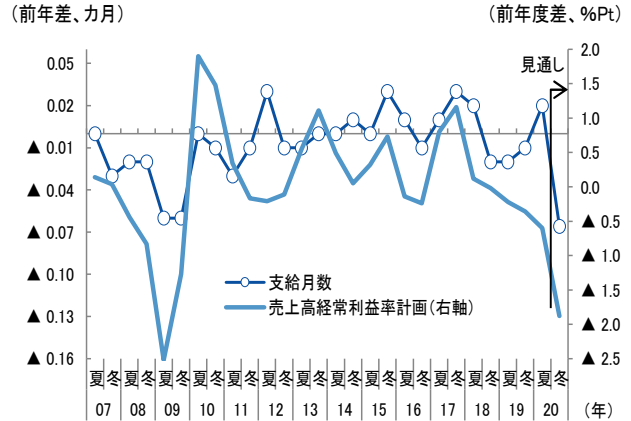
リーマンショック後（2009年夏同▲2.5%Pt）に匹敵する大幅マイナスになった（図表5）。今冬については支給しない事業所が夏以上に増加し、前年差▲2.7%Ptの大幅減少を予測している。なお、同一労働同一賃金⁷により、パートタイム労働者へのボーナス支給の動きが広がる可能性もあるが、コロナ禍の業績悪化で企業の姿勢は慎重化し、現時点での効果は極めて限定的となるだろう⁸。

図表2 春闘賃上げ率（最終回答集計）



（資料）日本労働組合総連合会「2020 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果」より、みずほ総合研究所作成

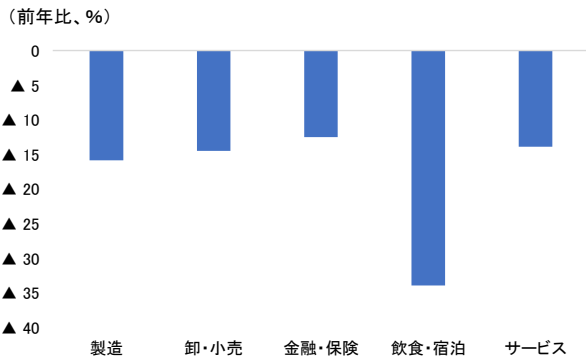
図表3 支給月数と売上高経常利益率



（注）1. 売上高経常利益率は半期ラグ。
2. 支給月数については、2020年冬はみずほ総合研究所予測値。2012年以前は従来の公表値の前年差、2013年以降は本系列の前年差。

（資料）厚生労働省「毎月勤労統計」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」などより、みずほ総合研究所作成

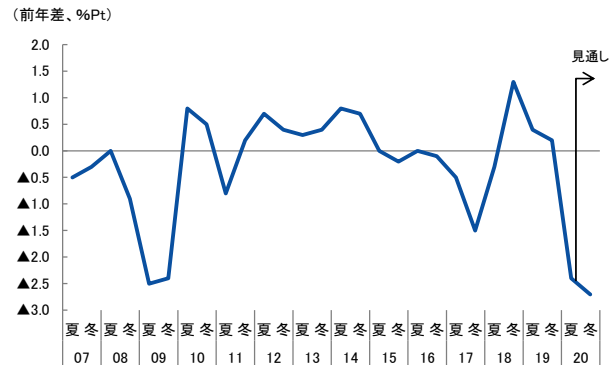
図表4 2009年夏の業種別賞与



（注）1. 従来の公表値。旧産業分類ベース。
2. 業種別については実額から前年比を算出。

（資料）厚生労働省「毎月勤労統計」より、みずほ総合研究所作成

図表5 ボーナス支給事業所に雇用される労働者の割合



（注）2020年冬はみずほ総合研究所予測値。2012年以前は従来の公表値の前年差、2013年以降は本系列の前年差。

（資料）厚生労働省「毎月勤労統計」より、みずほ総合研究所作成

2. 公務員の一人当たりボーナスは冬としては3年連続の減少

公務員（国+地方）の一人当たりボーナス支給額は、前年比▲3.8%と冬としては3年連続の減少を予想する。2020年度の人事院勧告において国家公務員の月例給が7年ぶりに据え置きとなったほか、ボーナス支給月数が0.05カ月（年間4.50カ月→4.45カ月）引き下げられた。勧告を受け入れた給与法改

正案は11月6日に閣議決定され、今国会会期中に成立するとみられる。地方公務員についても、国家公務員に準じて給与を決定する自治体が多いため、減少が見込まれる。

3. 支給総額も大幅マイナス。特に一部のサービス業への影響が深刻化

民間企業・公務員を合わせた冬季ボーナスの支給総額は、前年比▲9.3%とリーマンショック後以来の大幅マイナスが見込まれる（図表6）。夏冬合わせて雇用者報酬のおよそ2割を占めるとされるボーナス減少の影響は大きく、今後の消費回復への重石となろう。

また、今冬のボーナスは、特に特定業種におけるボーナスの大幅減少が懸念される。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、宿泊・飲食サービス業（247.8千円）、生活関連サービス・娯楽業（263.6千円）の賃金水準（月額）は全体平均（307.7千円）対比でもともと低い水準にある⁹。これら特定業種に属する労働者の一部は所得水準が低い中、ボーナスが急減し、深刻な所得減少に直面する可能性が高い。既に国民全員に対して、1人当たり10万円の特別定額給付金が支給されたが、政府には、こうした所得の急減に見舞われた労働者に対象を絞って、給付金を再度支給するなど、支援を一層強化していくことが求められよう。

図表6 冬季ボーナスの見通し

年	1人当たり支給額(円)				支給総額(10億円)					
	民間企業		公務員		民間企業		公務員		合計	
		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)
2017	386,012	2.9	773,801	1.9	16,162	2.9	2,335	2.1	18,498	2.8
2018	389,970	1.0	772,310	▲0.2	16,605	2.7	2,326	▲0.4	18,931	2.3
2019	389,220	▲0.2	751,718	▲2.7	16,949	2.1	2,266	▲2.6	19,215	1.5
2020	360,189	▲7.5	722,961	▲3.8	15,254	▲10.0	2,181	▲3.8	17,434	▲9.3

(注) 1. 民間企業は事業所規模5人以上ベース。
 2. 1人当たり賞与額とは、賞与支給事業所における労働者1人当たり平均賞与支給額。
 3. 公務員（林野事業など現業を除く）は、ボーナス支給時期の後ずれがないベース。実績はみずほ総合研究所による推計値。
 (資料) 厚生労働省「毎月勤労統計」、人事院「人事院勧告」などより、みずほ総合研究所作成

[参考文献]

嶋中由理子（2020）「コロナ禍の雇用・賃金調整～サービス業を中心に賃金調整が強まる公算大～」
 みずほ総合研究所『みずほインサイト』2020年9月23日

¹ 今夏のボーナスについては、支給事業所に雇用される労働者の割合がリーマンショック後以来の大幅減となった。これは、支給をとりやめる事業所（ボーナスゼロ）が急増したためである。ただし、支給事業所における一人当たり平均賞与には、支給をとりやめた事業所の影響が反映されないため、今回に関しては、全事業所における労働者一人当たり平均賞与の伸びがより実勢に近いと考えられる。

² 所定内給与については、前年度の業績を反映させる企業が多いため、コロナ禍の影響が本格的に反映されるのは、2021年度以降とみられる。

³ 「特定業種」は主に宿泊・飲食サービス業、娯楽業と定義したが、統計や時期によって産業分類の違いがあるため、本稿では娯楽業を含む対個人サービス業や、旧産業分類上のサービス業など、特定業種を含む業種も特定業種として論じている。

⁴ 2009年夏の賞与は毎月勤労統計の従来公表値。旧産業分類ベース。「サービス業」は旧産業分類ベースのため、現在の業種分類「その他のサービス業」より広範囲の業種を含む。前年比は実額から算出。

⁵ 毎月勤労統計によると「支給事業所における労働者一人平均賞与額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）についての一人平均賞与支給額と定義される。したがってボーナス支給労働者数は「常用労働者数×支給事業所に雇用される労働者（当該事業所で賞与を受けていない労働者も含む）の割合」で算出される。

⁶ ボーナス支給労働者数は、「毎月勤労統計」の常用労働者数をもとに算出される。足元の常用労働者数は前年比でプラスを維持している（伸びは鈍化）。ただし、上記の数字は事業所集計であり、4人未満の事業所が対象外であるなど、実勢から乖離している可能性がある。総務省「労働力調査」の雇用者数（季節調整値）をみると、足元の雇用者数は緊急事態宣言後に急減した後、未だコロナ禍前の1月対比で▲1.3%の水準で推移していることには留意。

⁷ パートタイム・有期雇用労働法（大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日より施行）。労働者派遣法（2020年4月1日より施行）。

⁸ ボーナス支給労働者数は、注5の計算式で算出される。したがって、同一労働同一賃金によるパートタイム労働者へのボーナス支給は、統計の定義上ボーナス支給労働者数は増加せず、一人当たりボーナスの増加要因となる。

⁹ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、2019年一般労働者の値。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。
